

<研究ノート>

## 常陸国茨城郡衙の一考察

### — 設置の背景を探る —

千葉 隆司\*

#### On the Consideration of Ancient Hitachinokuni Ibaraki County a Government Office

Takashi CHIBA \*

茨城郡衙は、『常陸国風土記』に移設と思しき記事がみられ、様々な見解が示されている。現在、茨城郡衙の有力候補遺跡としては石岡市外城遺跡があり、隣接して郡衙周辺寺院とされる茨城廃寺が所在している。外城遺跡出土の瓦と茨城廃寺出土の瓦を比較分析するなかで、この地域が7世紀後半段階に整備されていた様相が窺える。この整備にあたっては『常陸国風土記』に登場する茨城国造壬生連あるいは系譜上の氏族の関連が想定され、そうした茨城郡衙や茨城廃寺の設置の背景を整理したのが小論である。

キーワード：常陸国風土記・茨城郡衙・外城遺跡・茨城廃寺・壬生連

### 1. はじめに

『常陸国風土記』の茨城郡の条には、「謂はゆる茨城郡は、今那珂郡の西にあり、古者郡家を置ければ、即ち茨城郡の内なりき」とあり、これを受けて『新編常陸国誌』の中で中山信名は、那賀郡の西部地域は以前に茨城郡に属して茨城郡衙が置かれていたと解した。これ以降旧茨城郡衙の地が笠間市（旧友部町）小原と比定する説が定説化しつつある。その根拠として①茨城郡境となる古代那賀郡西端の地であること、②小原は「おばら」といい、「茨」の訓と類似すること、③戸村義

国緝録の『佐竹家譜』に小野崎通綱が「大茨」で討ち死にしたとあり、中世には小原地区が「大茨郷」と呼ばれていたこと、④『常陸国風土記』にみる「茨城里」や「晡時臥之山」の遺称地伝承がある点と風土記に示すその方角がほぼ一致する点を挙げている。

しかし、石岡市文化財関係資料編さん会による『石岡の地名』によると「この注（風土記の記述）を延長3年（925）の再提出時に追加されたものとして「茨城という地は今那珂郡にもあるが、古へに郡家が置かれたところは茨城郡内である」と解釈し、那賀郡の茨城里も編集上の瑕疵としている。

\* 情報コミュニケーション学部非常勤講師、Tsukuba Gakuin University

茨城郡衙（評衙）の移動は果してあったのであろうか。こうした疑問に迫るため小論では、現在考古学的・歴史学的に判明している茨城郡衙推定地の事象を整理し、古墳時代後期段階の領域、立評、郡の成立なども含め、茨城郡衙設置の様相を考えていきたいと思う。

## 2. 茨城郡衙推定地と歴史的環境

茨城郡衙の所在地について記した古代史料は先に紹介した『常陸国風土記』である。『常陸国風土記』の茨城郡の条には「従郡西南近河有河間謂信筑之川。源出自筑波之山。従西流東。経歴郡中。入高浜之海。」また、同郡条に「郡東十里桑原岳。…由是里名。謂田余。」とあることから信筑川（恋瀬川）の東北、田余（小美玉市玉里）から10里（約7 km）の現在の石岡市茨城・田島周辺に茨城郡衙跡が求められている（石岡市 1979）。具体的には、古代瓦などが出土する外城遺跡が

茨城郡衙推定地として有力視されている（豊崎 1970）。この比定地の、「茨城」は「ばらき」と読み、史料として弘安2年（1279）「作田惣勘文」、寛永2年（1625）「常陸国新治郡府中御縄打水帳」に登場し、現在に至るまで一貫して呼称されてきたことが分かる。この「茨城」という地名は、周辺地域も含め古墳時代には国名、大化以降は郡（評）名・郷（里）名にも付されるものであった。茨城郡は、『常陸国風土記』によると「東香嶋郡、南佐礼流海、西筑波山、北那珂郡」の範囲とあり、茨城郡にある郷は『和名抄』によると「夷針・山前・城上・嶋田・佐賀・大幡・生国・茨城・田余・小見・拝師・石間・安飾・白川・安候・大津・立花・田篋」の18郷とされる。茨城郡は那賀郡・行方郡・信太郡に里を割いているため、当初の茨城国造のクニはかなり広い地域であったことが分かる。この茨城郡の中で常陸国の中心的機能を持ち得たのが茨城郷の地域であった。『新編常陸国誌』



図1 茨城郡衙関連遺跡分布図

の中で茨城郡茨城郷は、現在の石岡市府中・大砂新田・田中・東大橋・高浜・小美玉市四ヶ村・田木谷・かすみがうら市市川に位置するとしている。

次に茨城郡衙推定地周辺（茨城郡茨城郷）の歴史的環境をみてみることにしよう。この地域の古墳文化については曾根俊雄氏の研究に詳しい（曾根 2008）。茨城郷では、上野遺跡（方形周溝墓？）から古墳時代前期の底部穿孔の壺形土器が出土し、この頃から古墳時代の造墓活動が開始されたようである。5世紀前半の時期には全長186m、関東第2位の規模を誇る舟塚山古墳（舟塚山16号墳）、5世紀後半には全長96mの愛宕山古墳（舟塚山6号墳）が築造されるなど他地域を凌駕する規模の古墳が霞ヶ浦に注ぐ恋瀬川河口域にみられる。その後は断続的に造墓活動はあるものの、舟塚山7、9、12号墳にみられるような筑波山系の変成岩を使用した箱形石棺や石棺系石室に代表される7世紀代の古墳が主体を占め、墳丘規模からいっても盟主的なもののみはみられなくなる。ただ、唯一茨城古墳（方墳？）が終末期古墳の中で42mという規模を有し、それまでの舟塚山古墳群とは一線を画したような場所に築造されている。この場所は、茨城廃寺や茨城郡衙と推定される外城遺跡に近接するところである。

古墳築造が終息を向かえる頃、「茨城」の地に茨城廃寺が創建されていった。茨城廃寺は、昭和54～56年にかけての3カ年にわたる学術調査が行われ、法隆寺式伽藍配置となる古代寺院と判明した。出土した土師器には「茨木寺」や「茨寺」の墨書があり、郡名を冠した寺院、つまり最終的に郡寺と認識されるに至っている<sup>1)</sup>。出土した瓦には、面径20.5cmを計る素縁単弁八葉花文鏡瓦（7101型式）、面径16.5cmを測る同文鏡瓦（7102a・b）などがあり、7102bは、かすみがうら市一丁田窯跡から出土したものと同文であると共に範キズが一致し、8世紀第1四半期に位置付

られるている（黒澤 2001）。黒澤氏は、この7102型の前段階の瓦とされる7101の年代を天平14年（685）の仏教奨励策と結びつけ考えられており、7101型式の年代の上限としている。この茨城廃寺の塔基壇下からは、大型掘立柱建物と目される柱穴群（SB04）が検出されている。部分的な調査であるため全容は不明であるが、直径約1mの柱掘方が、南北3間以上、東西2間以上の規模で確認されている。明らかに寺院建立以前に何らかの施設が存在したことが窺える資料である。また、茨城廃寺第三次調査では、数多くの堅穴住居などが確認され、その中には寺院建立以前のものも含まれていた。寺院建立以前の遺構は7世紀段階のもので、それ以前のは見当たらず、先の大型掘立柱建物（SB04）、つまり寺院に先行する拠点的建物との関連が想定され、この茨城廃寺の地が7世紀段階に土地利用され始まったことが分かる。SB20は、SB07の貼床下から確認された遺構で覆土から土器や瓦などの出土がないことから寺院建立以前のものと考えられているが、遺構に伴うものとしては坏蓋が出土している。この坏蓋は、天井部がドーム状を呈するもので、茨城県内に生産地を求めると常陸太田市幡山2号窯跡やかすみがうら市柏崎1号窯跡が上げられる。幡山2号窯跡の出土遺物を考察した土生朗治氏は7世紀を前後する時期の操業を想定し（土生 1993）、柏崎1号窯跡は、TK209型式併行期の所産と考えられている（渥美ほか 2006）。これらは、いずれも7世紀でも早い段階の須恵器生産遺跡で、ここから出土する坏蓋と茨城廃寺の坏蓋は類似することから、坏蓋が出土した遺構であるSB20は当該期の遺構の可能性が高い。この坏蓋の存在から同じ茨城国内であった茨城廃寺と柏崎1号窯との間に需要と供給の関係があったものと考えたい（千葉 2007）。さらに、茨城廃寺からは、棒状押引文を施す特徴的な須恵器甕片もSK13から出土しており、この種

の須恵器も柏崎 1 号窯で生産されている。柏崎 1 号窯で生産された須恵器は、供給先について不明な点が多く、課題となっているが(渥美ほか 2006)、柏崎 1 号窯での生産品が①供膳用具が主体となること、②金属器模倣品という特徴的な器種が生産されたこと、③ 7 世紀前半という時期の周辺集落における須恵器の器種及び出土数が少ないことを考慮し、供給先の有力候補地として茨城廃寺の前身建物と想定される SB04 や SB20、SK13 などを考えたい(千葉 2007)。その他、茨城廃寺からは、銅鏡の口縁部片も出土している。以上の状況から 7 世紀段階には、柏崎 1 号窯と有機的な関係が茨城廃寺の前身施設との間に存在したと考えられ、さらに銅鏡に代表される金属器を使用して中央的儀礼や饗宴などを実施する人物層の存在も想定できるのである。

その他、外城遺跡の周辺遺跡に興味深い遺跡として茨木遺跡がある。茨木遺跡は、茨城廃寺の北方に位置している。ここでは、畿内産土師器が出土した竪穴式住居が確認されており、直接的なヤマト政権の人的影響が及んだものと想定できる。畿内産土師器は、古代の街道沿いに多く分布するとされ(石戸 1984)、関東地方で畿内産土師器の出土量が最も多い千葉県でも同様な傾向が出され、加えて官衙関連遺跡にも多く認められるとしている(千葉県教育振興財団 2006)。茨木遺跡は、常陸国を縦断する古代東海道筋に位置すると共に外城遺跡や茨城廃寺といった茨城郡の重要な郡施設と隣接する遺跡であり、前述の傾向を表している。その他、高盤や火葬墓といった官人の存在を窺わせる資料が茨木遺跡周辺には散在していることや茨城廃寺が所在する小字「小目代」からは古米や焼米が出たといわれるなど(豊崎 1970)も、茨城郡衙と関連づけられる資料といえよう。

このように茨城郡衙推定地付近は、5 世紀段階には栄華を極めた在地勢力が存在し、7 世紀段階にはそれまでとは違った中央的影響

が強く介在したと考えられる環境をもつ。その 7 世紀段階で、茨城廃寺の前身建物は造られ、出土した銅鏡や柏崎産須恵器などから中央的儀礼や饗宴が執り行われ始まったと想定される。

### 3. 茨城郡衙推定遺跡の外城遺跡

『常陸国風土記』の内容分析や先に示した歴史的環境などから茨城郡衙跡として有力候補地となっていた外城遺跡が昭和 60 年に調査された。外城遺跡からは、調査前の段階で国分寺創建瓦の祖型ともなった素縁複弁十葉花文鏡瓦 7104a 型式が出土しており(黒澤ほか 1994)、瓦の相対的年代から 8 世紀前半段階に瓦葺化する可能性が想定されてきた<sup>2)</sup>。調査は、期間等の関係により設定した A・B・C 調査区の内 A 調査区のみ詳細な調査が行われ、B・C 調査区に関しては遺構確認に調査が留められた。A 調査区では、中世城郭に伴うであろう堀跡や中世墓跡と想定される竪穴状遺構など中世遺構などが主体を占め、古代瓦は出土するものの明確な古代の遺構は報告されていない(堀越ほか 1986)。しかし、遺構確認に留めた B 調査区では、「柱穴状の遺構が 5ヶ所確認され、西端部には多量の粘土ブロックの散布が見られた」と興味深い内容がみられる。報告書の B 調査区の平面図を見ると、東西方向に並ぶ 3 基の約 1m の掘方をもつ円形遺構が、ほぼ 1 間間隔でみられ、柱抜き取り痕を想定させるようなものもみられる。

次に、出土した古代瓦についてみてみよう。報告書では、10 点の瓦片が実測・拓本を伴い掲載されている。その内訳は女瓦 7 点、男瓦 3 点である。出土した遺構は、中世の溝や堀跡の覆土からのもので、中世遺構が廃絶していく過程で混入していったものと考えられる。瓦はこれらの他に 16 点、報告書記載のものを含めると合計 26 点確認できた。その内

訳は、男瓦5点、女瓦15点、不明6点である。男瓦は凸面無文、凹面糸切痕のものが多く、女瓦は凸面細縄叩き或いは太縄叩き（合わせると細縄叩きが多い）、凹面は一枚作りを示す布目痕がほとんどである。これらは、常陸国分寺出土瓦に一般的にみられる瓦の様相であり、8世紀中ごろ以降の年代が考えられているものである。しかし、これらの中に混じって桶巻痕を有する男瓦1点、凹面に縦方向のヘラ削りがみられる男瓦が1点みられた。この手の瓦製作技法は、常陸国分寺造営以前のもので、外城遺跡に隣接する茨城廃寺出土瓦にみられる技法である。つまり、外城遺跡の出土瓦には茨城廃寺系と常陸国分寺系の瓦が混在して認められる。しかしながら、外城遺跡出土瓦は、15cm四方のものを最大に、碎片となった瓦がほとんどであり、しかも数量も26点と少ない。外城遺跡は、中世の時期に何度かの城館建設に伴う土地造成が行われたので、その際に古代の痕跡が失われた可能性もあるため、これらの瓦をもって外城遺跡の古代様相を叙述するには物足りない上に、分析資料としては弱い。ただ2時期にわたる時期に製作された瓦が使用されたことだけは判断が許されよう。具体的な時期を与えるとすれば8世紀前半と中頃ということになるだろうか。

評衙などの地方官衙の成立・整備は、7世紀中葉から段階的に進むと考えられており、7世紀中葉～後葉と目される愛媛県久米官衙遺跡群や宮城県郡山I期官衙遺跡などが初源的な様相を示している（大橋 2009）。定型化する評衙（郡衙）が全国的にみられるようになるのは7世紀末～8世紀初頭にかけてのことで、それまでは建物配置の規格性に乏しい内容であった。山中敏史氏は、このような状況を端緒的評衙（7世紀前半）、前期評衙（7世紀第3四半期）、後期評衙（7世紀代4四半期）と捉え、後期評衙については令制郡と同質の地方行政単位が全国的に成立してい

く頃を画期としている（山中 1994）。この画期は、前期評衙時期との間に、支配単位の性格変化が起因となる断絶や大きな構造変化があったものと考えられている。この事象と関連して考えられる茨城郷内の遺跡に、茨城廃寺での版築構築法が上げられる。茨城廃寺で確認された金堂・講堂・塔の各基壇の版築はそれぞれ異なっており、主要伽藍がスムーズに完成していない状況が判明している。黒澤彰哉氏は出土瓦の相対的年代と合わせ、天武14年を上限とする7101型式により創建された茨城廃寺が、天平13年（714）の国分寺建立の詔前までに7103型式をもって完成するという期間を考えている。（黒澤 2001）。茨城廃寺の金堂は、掘り込み地業の中に砂・粘土を縞状に搗き固めて堅固に築いており、講堂の東側約3分の2が金堂と同じ土質・構築法であるのに対し、西側半分は塔と同じローム土と褐色粘土で付き固められている。これらの構築法から、まず金堂が造営された後に講堂東側部分が造られ、その後何らかの理由で講堂西側が増築され、同時に塔が造られたものと推測されている。このような複雑な版築法は茨城評域の変更に伴う支配単位の変化に反映したものではなかろうか。この不安定な時期に茨城廃寺は造営され始まったのである。そして外城遺跡にみられる7104a型式は茨城廃寺の完成頃の瓦であり、この時期に茨城郡衙が瓦葺化されていったと思われる。

#### 4. 茨城国造と茨城郡司

一般的に国造名と一致する地名の評が伝統的な国造の本拠地と考えられており、茨城国では当然茨城という地名を名とする豪族が官人となったと想定される。正倉院御物調庸施布墨書銘には「常陸国茨城郡大幡郷戸主大田部虫麻呂調壺端、専当国司史生正八位上志貴連秋嶋郡司擬主帳従八位□茨城□□」とあり、奈良時代には茨城氏が郡司であったこと

が分かる。ただ、茨城氏は主帳という郡司四等官の4番目で、郡領氏族から選出される大領や少領ではない。一方で、『常陸国風土記』には、行方評の立評申請者に茨城国造壬生連磨が登場し、評名と国造名を異にする氏族が存在していた。この事象には、茨城氏の一族に壬生氏が存在したとする「国造一族」説（鎌田 2001）と壬生氏を伝統的な国造の本拠地を離れて勢力を扶植した豪族とする「新興首長」説（森 2000）などがあり、いずれにしても国造支配地域の中で直系氏族の系譜以外にも、複数の有力首長層が勢力を拡大していったことを示すものといえる。古墳時代後期の茨城国域をみた時に、北端の内原古墳群（水戸市）、南端の福田・東大沼古墳群（稲敷市）をはじめ、霞ヶ浦高浜入りの玉里古墳群（小美玉市）、風返古墳群、富士見塚古墳群（かすみがうら市）、沖洲古墳群・浜地区の古墳群（行方市）など大型・中型の前方後円墳を盟主的に築造する地域が複数存在しているのである。この古墳群の様相からは、一元的な茨城国造の系譜というよりは、群雄割拠しながらの首長権交代を予想させる事象と捉える事が可能であろう。つまり、そうした中で本宗家の茨城氏ではなく、一族あるいは新興勢力が力を蓄えていった結果、分評そして評域の変更などが行われていったものと考えられる。評の成立等に関しては最近、荒井秀規氏によって自らの考察を含め整理されている（荒井 2009）。荒井氏によると常陸国では大化5年（649）に神郡である香島評が成立し、白雉4年（653）に6つの国造単位の評（茨城・那珂・筑波・新治・高・久慈）が成立、これらが孝徳朝期の前期評段階と示されている。その後、飛鳥浄御原令（天武10年編纂開始、持統3年施行）に基づく評域の再編があったものとし、合わせて諸国の国境画定、国造制・国造のクニの廃止が実施されたという（後期評）。この後期評に代表される評の再編は、『常陸国風土記』にある那賀郡

に茨城里が編入されることや、茨城評家が移遷する内容と考えられている。

茨城国造壬生連磨は、同じく壬生姓をもつ後に行方郡司ともなる壬生直（那珂国造）と共に行方評の立評申請を行った。この立評記事（孝徳朝）に登場する冠位は大化5年ないし天智3年制定の冠位であることから大川原竜一氏は立評当時の表記ではなく、風土記編纂時点からみてその豪族の最終的な冠位・呼称であることから、立評の後に国造に任命されたと推定できるとしている（大川原 2009）。とすると、行方評が白雉4年（653）以降に分評され、その後に国造任命があったと想定すると、壬生連磨は7世紀第3四半期頃には茨城国造（評督）であった可能性が高いといえる。しかも、『常陸国風土記』の行方郡の条にみられる壬生連磨の池と堤の構築、茨城の郷からも馬の献上があった様子を示す内容は、東国国司の詔に認められる内容と合致し、7世紀後半段階の情勢を示すものとして信憑性が高い。

茨城郡は、『常陸国風土記』が記すように壬生と類似性が指摘される湯坐連がいたとされる。この湯坐連は、後の壬生連の一族と考えられ（志田 1974）、古くから皇室や皇子との深い結びつきが茨城国にはあったと想定される要因となっている。このような関係は、7世紀代に限ってみれば茨城県に8例みられる銅鏡の内5例が茨城国内でみられるという状況、推古朝の対隋外交を意識した政策によって本格化される国産銅鏡の生産及びこれらを補完するための金属器模倣器の生産（柏崎1号窯）としても表される。このように考えてみると、7世紀段階に茨城郷内でみられる先進的中央的要素は、壬生氏の関与が想定されるのである。ただ、茨城国造壬生連磨の本拠地については行方評の成立に関わったことから行方郡域、具体的には沖洲古墳群周辺と捉えた見解があるが（白石 1991）、沖洲古墳群には7世紀段階の大型・中型古墳

は存在しない。壬生連の本拠地を求めるとするならば茨城郡の南端、行方郡と接する地域に築造された行方市浜地区の古墳群周辺が上げられる。ここには銅鏡が出土した塚畑古墳（前方後円墳？70m?）、そして壬生連磨が堤や池をつくった場所の推定地も近い。また、柏崎1号窯や銅鏡・金銅装馬具を2セットも保有できた風返稲荷山古墳、その後の浅間山古墳（円墳・56m）、全長60mを測る前方後円墳の十日塚古墳などの存在から出島半島北岸の地域も有力候補地に上げられるのではなからうか。その茨城国造壬生連磨あるいはその一族の郡領氏族が茨城廃寺・茨城郡衙、加えて常陸国衙を中心となって整備していったと考えたい。那須国造の直草提が永昌元年（689）に「評督」を賜ったとされることから、この頃に茨城国造壬生連磨も「評督」となったと思われる。そして、本来の茨城国造であった茨城氏と壬生氏が共に郡司職となり茨城郡を治めていったのではなからうか。

## 5. おわりに

以上のように、茨城郡茨城郷における郡衙の設置は出土する瓦と郡衙周辺寺院である茨城廃寺の建立の様相から、茨城郡としての主要施設の整備が、7世紀後半段階から始まり8世紀前半をもって一応一段落をみたといえる。これらの整備には『常陸国風土記』の中で行方郡の設置に大きく貢献した茨城国造壬生連磨あるいはその一族の氏族が、関わりをもっていたと想定される。茨城廃寺や茨城郡衙は、茨城国造壬生氏が示すように地名と国造名が一致しないものの、本来の茨城国造本拠地と考えられる地域に整備されていった。山中敏史氏は、郡衙設置に関して本拠地型A、B・非本拠地型の3種に分類しているが、茨城郡は本拠地に造営されるものの、他の有力氏族が存在し造営されたとする本拠地型Bと考えられる。これらの様相は、茨城国造壬

生氏の名に表されているといえよう。

この歴史的事象を時間軸で捉えた場合、『常陸国風土記』に記載される茨城郡衙の移設伝承が事実であるとすれば那珂郡茨城郷に設置された茨城郡衙は7世紀前半段階（第2四半期以前）と捉えざるを得ない。その真実の詳細はやはり今後、那賀郡茨城郷候補地である笠間市小原周辺の調査成果に委ねるほかない。

以上少ない資料を基にして大胆な推論で茨城郡衙の設置をみてみたが、古墳時代後期における茨城国での支配体系が大きく影響し、一筋では解釈できない複雑な国造・郡領氏族選出を経て、茨城郡中心地の整備があったといえる。そこに茨城国の特殊性が垣間みれるのである。

### 参考文献

- 1) 茨城廃寺から出土した「茨寺」、「茨木寺」の墨書土器は、9世紀段階の土師器である。この時期に墨書に記される寺院名が使用されたことは疑いないが、それ以前、ましてや創建期に郡名を冠した寺院として位置づけられ、呼称されていたかは不明である。同じく那珂郡寺と呼ばれる台渡里廃寺についても「仲寺」の墨書土器、久慈郡寺と目される長者屋敷遺跡出土の「久寺」の墨書土器についてもいずれも9世紀の土師器である。台渡里廃寺にいたっては、「徳輪寺」の文字瓦も出土している。これについては造寺の主旨に因んだ法号で、「仲寺」は所在地の名前で呼ばれた通称・俗称とされる（川口 2005）。郡名が付される寺院には、氏寺として成立した寺院が、郡の名称を冠することで寺院を建立した氏族の有力さを郡内に可視的に明示するという寺院の維持・経営を伴うメリット（小笠原 1982）も当然存在していたであろうが、私は郡名を冠する契機の可能性として定額寺化した後の名称と理解したい。
- 2) 鏡瓦7104型式は、平城京羅城門跡から出土し

た6316型式の類似が指摘され、さらに7104型式と組み合わせる宇瓦7260型式は大安寺から出土する6712A型式と類似するとされ、いずれも平城京第三期（天平17年～天平勝宝年間）の成立と考えられている（黒澤 2001）。7104型式は范の摩耗具合からa～fまで分類され、b～fまでのものが国分二寺に採用されている。その中で7104aという型式のみが国分二寺からの出土がなく、外城遺跡・茨城廃寺・常陸国衙跡から出土が確認されていることから、時期差と捉えられている。7104a型式を生産したと考えられる柏崎6号窯はロストル式、しかも大型の窯構造である点、平城京や大安寺の瓦模様と類似する瓦を生産する点などから中央工人の招聘により操業されていた可能性が指摘されている。（2003 現地説明会資料）そこには、当地域（茨城郡）の郡司層の人物が中央との大きなパイプ役となっていたことを示していると考えられる。そして7104a型式の生産は、このような瓦工人の再編成を意図する時期であることから大規模な施設の造営、具体的には国衙の整備に伴うものと考えられている。その国衙の整備に尽力する人物層が茨城郡司層であったことから国衙用の瓦7104a型式を茨城廃寺・茨城郡衙整備に採用できたのではなからうか。国衙整備の時期は茨城廃寺の完成及び茨城郡衙の瓦葺化の時期とも考えられるのである。

#### 参考文献

- 豊崎 卓 1970『東洋史上より見た常陸国府・郡家の研究』山川出版社
- 志田諄一 1974『常陸風土記とその社会』雄山閣
- 小笠原好彦・黒澤彰哉 1980～1982『茨城廃寺跡Ⅰ～Ⅲ』茨城県石岡市教育委員会
- 石戸啓夫 1984「大源太遺跡出土の畿内系土師器について」『藤沢市片瀬 大源太遺跡の発掘調査』青山学院大学・大源太遺跡発掘調査団
- 白石太一郎 1991「常陸の後期・終末期古墳と風土記建評記事」『国立歴史民俗博物館研究報告』第35集 国立歴史民俗博物館
- 大津 透 1992「大化改新と東国国司」『古代の日本⑧関東』角川書店
- 土生朗治 1993「幡山2号窯跡出土坏身・提瓶・長頸瓶について」『研究ノート』2号 財団法人茨城県教育財団
- 佐藤次男 1994「移動した郡役所」『常陸国風土記』財団法人常陽芸文センター
- 山中敏史 1994『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房
- 山中敏史 2001「評制の成立課程と領域区分－評衙の構造と評支配域に関する試論－」『考古学の学際的研究 濱田青陵賞受賞者記念論文集Ⅰ』岸和田市教育委員会
- 黒澤彰哉 2001「常陸国衙出土屋瓦の検討」『常陸国衙跡』石岡市教育委員会
- 川口武彦ほか 2005『台渡里廃寺跡－範囲確認調査報告書－』水戸市教育委員会
- （財）千葉県教育振興財団 2006『研究紀要25』
- 千葉隆司 2007「常陸国における古代寺院造営の背景－茨城国と筑波国の壬生部関係からの試論－」『国士館考古学』第3号 国士館大学考古学会
- 千葉隆司 2008「常陸風土記に見る古墳文化の展開－水田開発記事と古墳分布の関係－」『古代学研究所紀要』明治大学古代学研究所
- 曾根俊雄 2008「石岡市」『常陸の古墳群』明治大学古代学研究所シンポジウム資料
- 大橋泰夫 2009「国造制と地方官衙の成立－国府成立を中心に－」『古代地方行政単位の成立と在地社会』奈良文化財研究所
- 荒井秀規 2009「領域区画としての国・評（郡）・里（郷）の成立」『古代地方行政単位の成立と在地社会』奈良文化財研究所
- 井 博幸 2009「行方市兜塚古墳の研究」『婆良岐考古』第31号 婆良岐考古同人会
- 千葉隆司 2009「常陸国信太郡の遺跡と古代豪族－霞ヶ浦南岸地方の古墳時代素描－」『婆良岐考古』第31号 婆良岐考古同人会